

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
生野高等学校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="527 518 1549 653"> <thead> <tr> <th>財産名称</th><th>種目</th><th>数量</th><th>取得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国旗掲揚ポール</td><td>雑工作物</td><td>1</td><td>378,297円</td></tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	国旗掲揚ポール	雑工作物	1	378,297円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (以下略)</p>
財産名称	種目	数量	取得金額							
国旗掲揚ポール	雑工作物	1	378,297円							
措置の内容										
<p>検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。</p> <p>検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたことにある。</p> <p>再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>										

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）